

給与支払報告書の提出について

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市総務財政部 税務課 市民税グループ宛

「給与支払報告書」在中

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地
亀山市総務財政部税務課市民税G

TEL (0595) 8 2 - 1 1 1 1 (代表)
(0595) 8 4 - 5 0 1 1 (直通)

提出期限
令和6年1月31日(水)

	指定番号
--	------

- 平素は市・県民税の特別徴収事務についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、今年も給与支払報告書の提出時期が近づいてまいりました。つきましては、亀山市専用の総括表を送付しますので、下記の点にご留意のうえご提出をお願いします。
- 追加提出のときは「追加」、訂正のときは「訂正」を丸で囲んでください。
 - 税理士等に事務処理を依頼されているときは、必ずこの総括表もお渡しください。また、この総括表以外の様式を使用される場合も、必ずこの総括表を同封してください。
 - 「亀山市への報告人員」の計と個人明細書の枚数が一致することを必ずご確認ください。
 - 前職分を含めて年末調整をされている場合は、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に必ず前職分の事業所名、退職年月日、給与支払額、社会保険料控除額及び源泉所得税額を記入してください。

6 給与支払報告書 (総括表)

追加訂正
表記所在地・名称・郵便番号に誤り
が
あり
ました
ら、
赤字
で訂
正願
い
ま
す。

亀山市長様 令和 年 月 日提出

種別	指定番号

給与の支払期間 月分から 月分まで	提出区分	年間分 退職者分
給与支払者の 個人番号又は法人番号	事業種目	
フリガナ	受給者 総人員	人
給与支払者の 名称又は氏名	所在地別 市町村数	
所得税の源泉徴収 をしている事業所 又は事業所の名称	亀山市 への報告人員	在職者 (特別徴収対象者) 人 退職者 人 その他(普通徴収切替 理由書に該当) 人
フリガナ	合計	人
同上の所在地	特別徴収税額の 納入書の要否	必要・不要
給与支払者が法人 である場合の 代表者の氏名	<input type="checkbox"/> 給与支払報告書を電子で 提出した場合はチェックを してください	
連絡者の氏名 及び所属課係 名並びに 電話番号	氏名	電話
備考欄		

※会計事務所等に、経理事務を依頼されている場合は、必ず当総括表もお渡しください。提出期限 1月31日(水)

記載事項について

- ※「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1マス空けて記載してください。
- ※給与支払報告書(総括表)に表示されている法人番号や名称、所在地等が誤っている場合、赤字で訂正していただくをお願いします。
- ※受給者総人員は、令和6年1月1日時点のすべての受給者人数をご記入ください。

市処理欄		
受付者	切替	補筆 1
受付表	補筆 2	確認
. 受付印		

市処理欄	番号確認	身元確認	特記事項
本・代	1. 添付あり 2. 提示のみ 3. なし	1. 添付あり 2. 提示のみ 3. なし	1. 無 2. 有 3. なし

↑ 切り離して宛名ラベルとしてお使いください。

〈注意事項〉

- 仕切り紙(青色)の個人住民税普通徴収への切替理由書の提出が必要です。
- 個人明細書の枚数と一致することをご確認ください。

※給与支払者の個人番号又は法人番号の記載について
法人番号は、13桁、個人番号は、12桁になります。個人番号を記載する場合は、左側を1マス空けて記載し、必ず下記の【1】又は【2】の書類を添付してください。
【1】個人番号カードの写し(両面)
【2】通知カードと本人確認書類(運転免許証等)の写し

「個人番号通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、個人番号通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限って、引き続き番号確認資料として利用できます。